平成２７年（フ）第１号
千葉県富津市青木３丁目５番地７　カーサモデルノ101号
債務者　井上　りか
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５号
千葉県木更津市ほたる野３丁目39番地８　サニープレイス202
債務者　永山奈々子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１４号
千葉県木更津市岩根４丁目５番２号
債務者　中鉢　弘美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５３号
新潟市西蒲区巻甲2893番地
債務者　内山　正和
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
新潟市南区大通黄金５丁目４番地７
債務者　布川さつき
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
新潟市北区大月1719番地
債務者　渋谷　礼子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
富山県黒部市出島977番地ハイムグリンデル110号
債務者　舟川　武右
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第３号
富山県高岡市中田1222番地　ローレルＮＳ．Ｉ．104号
債務者　星野　郁美
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１０号
富山県射水市海王町25番地　海王町市営住宅１－203、前住所東京都板橋区赤塚１丁目28番５号　コーポ金子203
債務者　大鹿晋太郎
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第６８号
岐阜市宇佐４丁目３番３－406号　ハイツ宇佐３号棟
債務者　林　　隆子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
岐阜県可児市土田4018番地10
債務者　増倉　修身
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２２号
三重県鈴鹿市白子町2920番地の４　リバティールーク202号室、前住所三重県鈴鹿市弓削２丁目11番18号　サンワ06－104
債務者　鈴木　隆行
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３４号
三重県津市半田2370番地７　湖畔マンション201
債務者　川久保　司
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９５号
滋賀県高島市武曽横山1361番地
債務者　大塚　祐二
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４１号
滋賀県湖南市三雲1496番地44
債務者　前原　　洋
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１３号
滋賀県湖南市菩提寺201番地３
債務者　坂田　義孝
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大津地方裁判所民事部